

環境白書の刊行に当たって



本県は、南北600キロメートルに及ぶ広大な県土を有し、日本で初めて国立公園に指定された霧島、世界自然遺産に登録された屋久島、アマミノクロウサギやアマミセイシカなど世界的にも貴重な動植物を有する奄美群島など魅力あふれた地域や毎年1万羽以上渡来する出水平野の特別天然記念物「ツル」、さらに平成17年11月8日にラムサール条約に登録された蘭牟田池に生息する国内希少野生動植物種のベッコウトンボ等他の地域にない優れた自然環境に恵まれております。私たちには、このかけがえのない恵み豊かな自然環境を大切に保全・活用しながら、次の世代に確実に継承する義務があります。

本県の環境は、全般的におおむね良好に維持されておりますが、今、私たちの環境を取り巻く状況は、地球温暖化、廃棄物問題、化学物質による環境汚染、希少野生動植物の保護など複雑・多岐にわたっております。

これらの問題の解決には、県民一人一人が身近なところから環境保全への取組を実践し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現や人と自然が共生する環境にやさしい社会の実現を図っていかねばなりません。これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動を見直し、環境と経済が調和し、持続可能な発展を目指した広い視点から、環境施策の基本的なあり方や枠組みを再考していくことも必要です。

このため、県におきましては、環境の保全等についての基本理念や行政・事業者・県民の責務、環境保全施策の基本方針等を定めた「県環境基本条例」の制定、21世紀を展望した本県の環境行政の基本方向を示した「県環境基本計画」を策定し、「環境にやさしい鹿児島」、「自然とともに生きる鹿児島」、「未来と地球に貢献する鹿児島」を基本目標として掲げて各般の施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、県自身も事業者・消費者の立場から、県庁環境保全率先実行計画を定め、自らのオフィス活動における省エネ等を進めるとともに、今年度から夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを新たに始め、CO₂削減など環境保全活動に取り組むとともに、平成18年3月には公共事業を含む事務事業全般について環境負荷の軽減等を図るISO14001の認証を取得したところです。

さらに、平成18年3月には、廃棄物を取り巻く情勢の変化に適切に対応し、引き続き循環型社会の形成を推進するため、「県廃棄物処理計画」を1年前倒しして改定したところであり、今後とも、人と自然が共生する環境にやさしい社会の実現を目指して、様々な施策・事業に積極的に取り組むこととしています。

この白書は、県環境基本条例第9条に基づく年次報告書として、平成16年度における本県の環境の現状と施策の内容・成果を取りまとめたものです。本白書が、行政はもとより、県民の皆様一人一人の環境に対する認識や意識を高め、環境保全に向けた取組の参考になれば幸いです。

平成18年3月

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎